平成２６年（フ）第２０５号
東京都小平市学園東町457番地の６井上荘101号
債務者　松本　直江
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１３号
川崎市川崎区浜町２丁目18番８号　石井ハウス201
債務者　松坂　　茂
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
川崎市川崎区浜町２丁目18番８号　石井ハウス201
債務者　松坂景衡こと　李　　景衡
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
岐阜県高山市久々野町久々野111番地１　崇教真光青年会館内
債務者　小倉　宗憲
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
愛知県新城市黄柳野字切藤647番地
債務者　菅谷　伸二
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５５号
愛知県新城市黄柳野字切藤647番地
債務者　菅谷　和子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第９６号
岡山市北区野田屋町２丁目６番３号ニュー岡ビルマンション305、住民票上の住所兵庫県小野市中町287番地
債務者　井上　秀則
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４７号
神奈川県藤沢市石川１丁目32番地の２　グロリア湘南Ａ103
債務者　工藤　克彦
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５号
長崎県佐世保市日宇町2454番地、旧住所長崎県佐世保市黒髪町4557番地
債務者　西村　由香
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
長崎県佐世保市小佐世保町20番４号
債務者　松尾　和見
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
東京都小平市学園西町２丁目13番４号コーポ87　104号
債務者　佐藤　　篤
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５６号
北海道帯広市西17条南４丁目32番16号
債務者　五十嵐昭一
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第９３７号
神戸市北区小倉台３丁目７番地の７、前住所神戸市北区南五葉２丁目４番31―205号
破産者　関上　　晃
1　主文　当裁判所が平成26年２月14日午後５時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「神戸市北区南五葉２丁目４番31―205号」とあるのを「神戸市北区小倉台３丁目７番地の７、前住所神戸市北区南五葉２丁目４番31―205号」と更正する。
2　決定年月日　平成26年４月２日
神戸地方裁判所第３民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７６０号
千葉県佐倉市王子台５丁目７番地９、申立時の住所千葉県八千代市八千代台北13丁目１番３号
破産者　佐々木浩美
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２７号
千葉市美浜区真砂２丁目14番12棟208号
破産者　田村　良夫
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係